

本学の家政哲学による社会家政学領域に関する研究

－郡山市の公営住宅の分析－

大 泉 由 美 影 山 彌

(令和4年3月)

郡山女子大学紀要 第58集別冊

(Vol.58) PP.3～16

郡山女子大学 郡山市開成3丁目25番2号

本学の家政哲学による社会家政学領域に関する研究

－郡山市の公営住宅の分析－

Research on the field of social home economics based on our
university's home economics philosophy
-Analysis of public housing in Koriyama City-

大 泉 由 美^{*} 影 山 彌^{**}

Yumi Oizumi

Wataru Kageyama

The purpose of this study is to consider the following five items. The first item is to grasp the paradigm of Home Economics constructed by the philosophy of Home Economics of our university. The second item is to clarify the contents of the social home economics area set by our university's home economics philosophy. The third item is to consider community theory, which is one of the main themes in the field of social home economics. The fourth item is to clarify the idea of civil minimum, which is another main theme in the field of social home economics. The last item is to analyze the public housing in Koriyama, which is connected with the public housing that constitutes the social capital, which is one of the components of civil minimum.

I. 本学の家政哲学による家政学のパラダイム

故関口富左 本学名誉学長が家政哲学を構築された意図は、O.F. ボルノーの家の哲学を主な拠り所として、新たな家政学のパラダイムを構築することであったといえる。そしてそれは、真に人間に寄与する家政学を確立することであった。

この家政学の構築は、次のような理念、研究対象、研究方法、独自性から構成されているといえる¹⁾。

先ず、理念として、「人間守護」の概念が提示されている。この概念は、O.F. ボルノー哲学の独特の概念であるといわれる「ゲボルゲンハイト」(Geborgenheit)²⁾に拠るものである。「ゲボルゲンハイト」は「被護性」と訳されているが、この「ゲボルゲンハイト」あるいは「被護性」の、人間が「守護されている」という意味を受けて、関口先生は、人間を行為、技術によって「守護する」ということこそが、家政学の視点、拠点であると考えられ、人間を守護し人間性を展開することを意味する「人間守護」の概念を家政学の理念とし、家政学を「人間守護の学」と定義

※生活科学科

※※郡山女子大学名誉教授

されたのである。

研究対象については、O.F. ボルノーの人間生活に関する空間規定—「人間生活の健全さは、正にこの内部空間と外部空間の均衡が、正しく保たれていることに掛かっているのである」³⁾—に基づき、内部空間(家・家族・個人・家政)と外部空間(内部二次空間・寮・病院・福祉施設、地域社会、住民・地方自治政、国・国民・国政)とする。前者を家政学の家族家政学対象領域、後者を社会家政学対象領域と呼ぶ。

研究方法は次の3つである。(1)無記性的研究方法—物質・事実を客観的に認識する自然科学・社会科学の方法—、(2)使用価値的研究方法—(1)で解明した、もの・ことをいかに用いるかを究明する方法であり、それによってもの・ことの使用についてプラスとマイナス面を抽出し、使用価値をとらえるとともに、マイナス面の去就を把握する、(3)人間価値創出的研究方法—(2)においてとらえられた内容を対象者に用いることについて、総体的価値と個別価値をとらえ、各自の個別価値を表出する方法。無記性的研究方法は、プラトンの用語と、アリストテレスの用語であるテオリア(theoria)に拠るものであるが、特に、プラスとマイナスの両面を抽出し、使用価値をとらえるとともに、マイナス面の生起を阻止あるいは軽減する俯瞰的な使用価値的研究方法は、人間守護の理念を実現する方法として、それゆえ、真に人間に寄与する家政学の方法として注目に値するといえる。

最後の独自性は、次の3つである。(1)内部空間と外部空間の二相性。前述のように、この二相性は、人間生活に関する空間規定であり、この二相性に対応して、家族家政学領域と社会家政学領域という、独創的な家政学の対象領域が設定された。(2)客観的時間と主観的時間の二相性。前者は時計が刻む不可逆的な時間であり、後者は、「くつろぎ」「回想」「喜び」「苦痛」の時など、体験され、感じ取られる多様で可逆的な時間である。両時間はともに家の生活の中に存在し、家政学における両時間の位置関係は、主観的時間が上位にあるとされる。(3)合理性と非合理性の二相性。合理性は、現代の科学を構成する事実の分類と可能性の計算などを指す。非合理性は、理性や悟性などによって把握されないもの、やすらぎや家や家族に対する愛など感情や情緒などを指す。両者とも家の生活の中に存在し、両者の位置関係は、家における人間性の展開のために非合理性が主位にくるとされる。

以上、簡潔に、本学の家政哲学に拠る、家政学の構想について記したが、本研究は、前述の家政学の対象領域の一つである社会家政学対象領域に関するものであり、特に、現代における家の人間守護機能の低下への家政学的対応として、地域社会・住民・地方自治政に焦点を当てその意義と課題を明らかにしようとするものである。

II. 本学の家政哲学による社会家政学領域の設定

前述したように、本研究は、本学の家政哲学に拠る、家政学の対象領域の一つである社会家政学領域に関するものであるが、ここで、改めて、当家政学の対象領域の全体について説明しておくこととする。全対象領域の内容は次の図に示される。

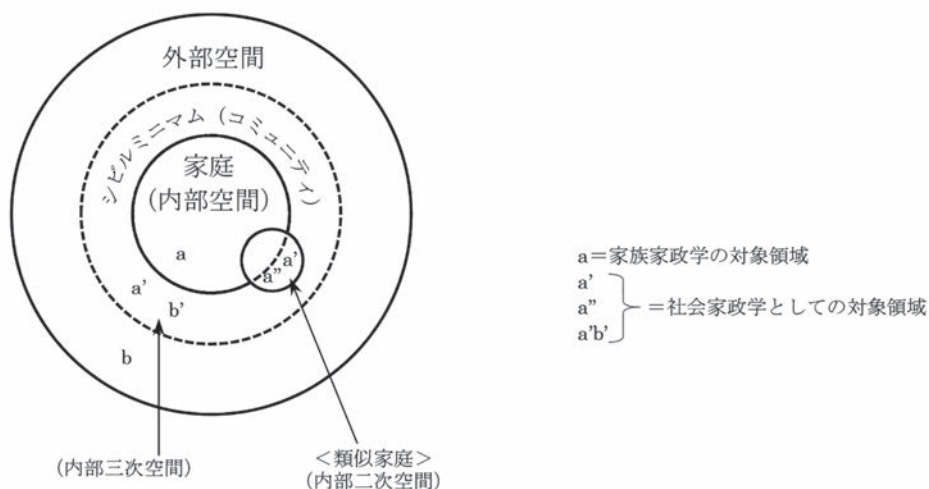


図1-1 社会家政学の対象領域

出典：関口富左編著『家政哲学』234頁

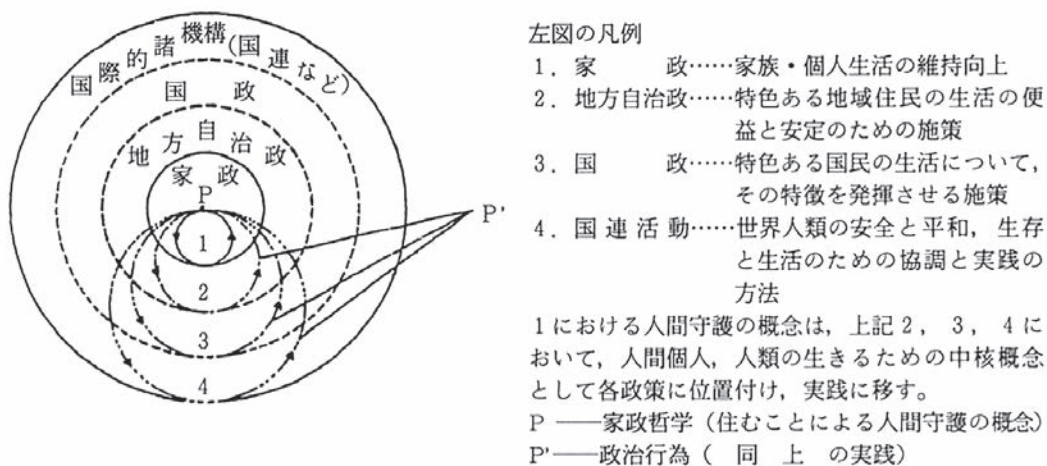


図1-2 家庭と公的政策の関連図

出典：関口富左編著『人間守護の家政学』108頁

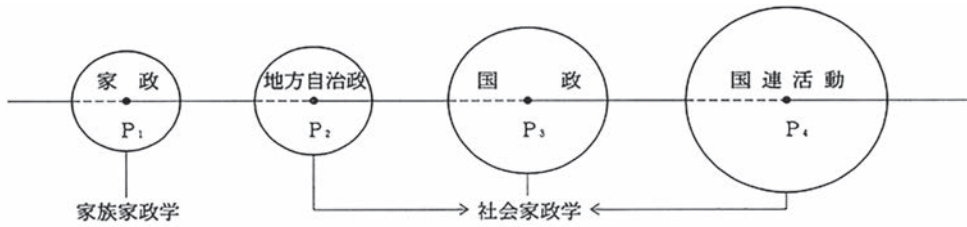


図2 社会家政学の領域

出典：関口富左編著『人間守護の家政学』108頁

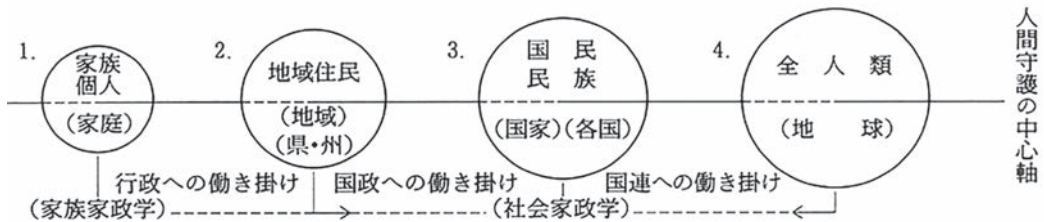


図3 人間の生存、生活の視点から安全性の充実と安全圏の拡大をとらえる理論構築の一貫性

出典：関口富左編著『人間守護の家政学』108頁

上の図について、いくつかの点を指摘しておきたい。

- (1) 図1-1において、内部空間と外部空間がa空間とb空間として示されており、このことから、この図が、O.F. ボルノーの前述の人間生活に関する空間規定に基づくものであるといえる。
- (2) それぞれの空間は記号で示されている。
 - a空間：守護的領域の全体、家庭そのものであり、家庭生活の空間である。
 - a'空間：a空間に類似する目的集団の生活空間である。学生・社員の寮生活である。ここで、a空間のやすらぎを醸成できれば、人間性の育成が可能である空間である。
 - a''空間：病院、福祉施設、養護施設など、厚生目的集団の生活空間である。ここにおいては、a空間のやすらぎが要請されるのである。
 - a' b'空間：散在的に守護性が存在する空間であり、a空間を取り巻く領域である。具体的には、市町村の空間、あるいはコミュニティとしての新しい領域といえる。
 - b空間：非守護の空間であり、労働と仕事、共同生活、公共の世界、などの空間である。この非守護性は、家の守護性ととも、人間形成に重要な領域である。
- (3) 図1-1において、家政学の対象領域が明示されている。
 - a空間が家政学の家族家政学の対象領域であり、a' a''と a' b'空間が社会家政学対象領域であるとされる。
- (4) さらに、図2、図3に示されているように、社会家政学の領域は、国・国民・国政、世界・

人類・国連活動にまで拡大されることになる。

- (5) この対象規定、特に社会家政学領域の設定の背景には、現代の都市的生活様式の全般化と人間疎外状況による家の人間守護機能の弱体化への家政学的対応として、人間守護の理念を家を中心として、地域社会、国、世界にまで拡大し、それぞれの政策、国連活動において人間守護の理念を実践することを標榜しているということがある。

特に、家の守護機能の補強として、地域社会が第一義的に重視され、この観点から地域社会（コミュニティ）の創造－地域性、主体性・連帯感・一体感・公共善の追求、などをもつ住民、シビル・ミニマム－社会保障・社会資本・社会保健－の整備、などから成るヒューマンな社会の形成－が提示されている。

- (6) なお、O.F. ボルノーの人間生活に関する空間規定に基づき、家政学が家族家政学領域と社会家政学領域を対象領域とすることにより、家政学は、人間生活を対象とする学問であるという観点から、「人間生活学」と規定されたのである。この点は次のように記されている、「家政哲学を基として家政学の対象範囲を「家族家政学」より「社会家政学」に拡大し、人間の生活に対する学として「人間生活学」を設定した」⁴⁾。

Ⅲ. 社会家政学領域におけるコミュニティ論の考察

前述したように、社会家政学領域の設定の一つの意図は、特に、現代の家の守護機能を補強するために、地域社会（コミュニティ）を創造するという構想である。こうした観点から、家政哲学において、地域社会（コミュニティ）の創造が、現代の人間疎外の状況と都市的生活様式の全般化による家の守護性の弱体化に対して、有効な補強策となることが論述されている。

この点について以下に記すことにする。

家政哲学においては奥田道大氏のコミュニティ論が検討されている。その概要を記すことにする。奥田氏によれば、現代社会は、「都市化社会」と見るのであるが、それは一定の問題状況を内在している、とする。すなわち、原子化された都市的人間に見られる疎外状況の現出である。この観点から、コミュニティの観念は、こうした疎外状況への社会学的対応として、すなわち「生活の場における人間性の回復」「トータルな人間復権の拠りどころ」として位置づけられている、とする⁵⁾。

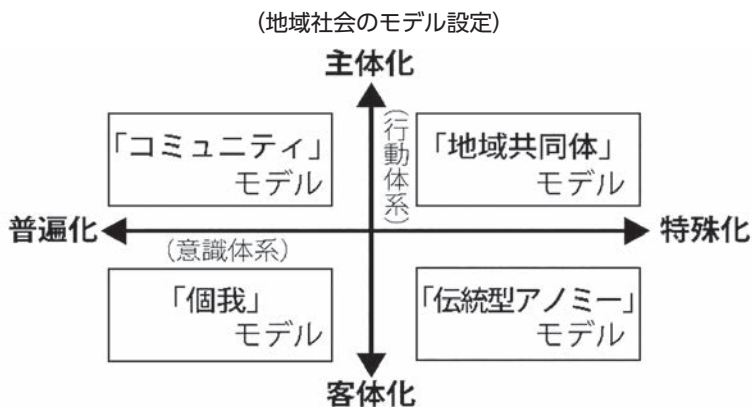
ところで奥田氏は、コミュニティを規定するために4つのポイントを示している⁶⁾。①空間的体系。「地域性」と呼ばれる、ある地理的領域をもつこと。それは小・中学校区に相当する規模のものであり、住民の実体的な生活空間に相当するものである。②施設・環境体系。住民の生活空間が生活環境施設のネットワークによって体系化されていること。この②は、次に取り上げる「シビル・ミニマム」の内容に相当するといえる。③行動体系。住民が自発的な各種

の地域活動を展開し、それを通して住民相互の明確な接触が内実化されていること。④意識体系。コミュニティに対する心理的帰属感、一体感、定住意志をもち得ること、である。

以上四つの要件によって概念規定するのであるが、そのうちで①②を物理的次元、③④を社会=心理的次元として把握し、特に社会学的分析にとって③④の社会=心理的次元が重要である、とする。この③④の点から改めてコミュニティ概念を、「地域生活過程における行動と意識の新しい体系」と規定する⁷⁾。この「新しい」のなかには二つのことが含意されている。その一つは、伝統的な地域共同体の観念とは異なること。もう一つは、行動と意識の主体者である住民がある仕方では価値指向すること。この二つである。それゆえ、後者によって、コミュニティの観念は、住民の価値体系と関係し、理想的性格（あるべきコミュニティの規範像）をもつ契機を得ることになる。

ではコミュニティの理念を構成するものは何か。奥田氏は住民の「主体性」と「普遍性」の二つを挙げている⁸⁾。主体化とは主として③に関連し、客体化の対極をなし、「価値創出の自己決定性と決定した価値の内的一貫性」である。また普遍化とは④に関連し、住民が選択する価値が閉ざされた特殊主義（例えば、一部住民のエゴ）ではなく、開かれは普遍主義（例えば、普遍的価値をもつ公共善の追求）をいう。

以上の前提を踏まえて、奥田氏は、行動体系における主体化-客体化と意識体系における普遍化-特殊化を交差させて四つの地域社会のモデルを導出している。これを次のように図示し、それぞれのモデルに説明を加えている。



「地域共同体・モデル」- 農村の伝統的な村落、都市の旧町内といった、共同体的規制が支配する伝統型地域社会のイメージである。地域埋没的な我々行動と排他的な我々意識が優勢な地域社会である。

「伝統型アノミー・モデル」- 急速にスプロール化しつつある大都市近郊農村地帯をはじめ、

都市・農村部の解体化地域に見られる。住民相互の連帯感は弱い。

「個我・モデル」－大規模団地社会に典型的に見られる。共同体の価値秩序の完全な崩壊・解体を前提とし、したがって地域共同体モデルの対極にある。意識のレベルは、「個我」の自覚といえる。つまり、住民ひとりひとりの権利意識である。行動のレベルは、生活要求の多くが行政サイドに振り向けられるにとどまる点で客体化の状態にあるといえる。

「コミュニティ・モデル」－そこに住む住民が、地域社会を住民主体の生活基盤として選択し、位置づける。また、生活基盤を創出する過程で、住民相互の連帯感が深まり、行政との自主的な対応が生れる。意識のレベルは、個我における価値の社会化、つまり地域社会への心理的一体感が認められる。これらを要約すると、コミュニティは、開放系の普遍主義的な価値体系と、よりトータルな人間的交流と連帯に表現される集合行動指向を特徴とする地域社会であるといわれる⁹⁾。

ところでこのコミュニティの定義は、次のように解釈することができると思う。すなわちそれは新しい人間型の提示であり、換言すれば、主体性、自発性、連帯性をもつ人間型の提示であり、さらにまた普遍主義によって利己主義を超越しえた人間たちが生活するヒューマンな地域社会の観念であるといえる。一言にして言うなら、地域社会における人間性の蘇生である。

かくして、これまでの奥田道大氏のコミュニティの概念に関する検討から、家の守護性（家のやすらぎ、信頼、融合など）を侵害しつつある、現代の人間疎外による孤独感の影響を防止し、家の守護性を補強するという課題に対して、コミュニティの観念がいかに重要であるかが明示されたと思う。

IV. 社会家政学領域におけるシビル・ミニマムの思想の考察

本学の家政哲学において、社会家政学領域の主要テーマとして、コミュニティ論とともに、シビル・ミニマムの思想が考察されている。その理由は、シビル・ミニマムの内容が、現代の都市的生活様式の全般化による家の守護性の弱体化のなかで、家の守護性を補強するという課題に対して、不可欠であると考えられているからである。以下に、家政哲学におけるシビル・ミニマムの思想に関する考察を記すことにする。

周知のように、シビル・ミニマム (civil minimum) の思想は、1960年代の前半に松下圭一氏によって提唱されたものである¹⁰⁾。それは、直接的には現代都市問題の激化に対応して提起された理論である。しかし実にこの思想の構造は政治・経済・社会にわたる多面的かつ重層的構造をなしている。そこで、ここでは思想の全貌を解明しようとする意図ではなく、この思想のもつ「生活」に焦点を当てて見ることにする。

この観点に立てば、シビル・ミニマムの思想は、今日の都市的生活様式の全般化の中で生活

構造の質的向上、言い換えれば、人間らしい生活を可能にし得る不可欠な生活条件の探究であるといえる。したがって、この生活条件は当然にある規範的性格を有し、一面では「市民生活基準」であり、他面ではその実効的な実現のために政治の「政策公準」となる¹¹⁾。シビル・ミニマムの思想の大切なポイントについてこのように考えてよいと思うが、そこに看取できる特筆すべきことは、一貫した「市民生活の思想」である。

この思想に見られる生活指向の特徴は、政治目標の生活への収斂を挙げることができる¹²⁾。従前、我が国の政治目標は、中央集権的な政治構造の下での国家目標への集中化と公益（国家利益）優先による私益（個人と家族の利益）軽視という二つの方向で、私的生活の福祉とはおよそ断絶したものであった。明治以来の「先進諸国に追いつけ追い抜け」「富国強兵」あるいは第二次世界大戦後の「経済成長」という国民をリードしてきた政治目標のいずれもがニュアンスこそ違え。国家主導型のものであったし、しばし私的生活の犠牲を伴うものでさえあった。こうして「オカミ」と「公益」優先の発想は日本の近代・現代を貫通してきたのであるが、シビル・ミニマムの思想は正にこうした国家主導型政治目標と生活不在の政治目標を逆転することによって政治の正常化、すなわち、「政治の生活化」を目指すものといえる。

では次にこうした発想に依拠するシビル・ミニマムの具体的内容を示すことにする。

シビル・ミニマム (生活権)

I 社会保障（老齢年金・健康保険・失業者を含む給付制度、困窮者保護制度など）

（生存権）

II 社会資本（住宅、道路・上下水道・電気・ガス・廃棄物処理を含む都市装置、
（共用権）（学校・公園・文化施設を含む市民施設、福祉施設など）

III 社会保健（公衆衛生、食品衛生、公害防止など）

（特に環境権）

このような内容をもつシビル・ミニマムについて、いくつかのコメントが加えられている。第一に、そのいずれもが現代の都市的生活様式にとって不可欠な生活構造要素あるいは生活の質的向上のための経済的・物理的な条件を構成するものである、という点である。特にIIとIIIの社会資本と社会保健の充実が生活の質的豊かさにとって最重要の課題である。わけても広場・公園、文化施設が人間性の発揚に与える好影響が確認され、その充実が図られねばならないのである。公園は人間に「憩い」を与え、都市に自然を保ち人間性を復活させる契機となる。広場は「遊び」を通して人間的可能性の発掘に通じている。文化施設も多様な経験と情報の交流を媒介として人間の創造性に寄与しうるのである。このような市民施設はその本質において人間の感性と知性の交感の場あるいは空間として、喪失しつつある人間性の蘇生への可能性な

のである。また、質的に豊かな生活の重要な要素として静穏で安全で美しい自然環境もまた不可欠であることは言をまたないところである。

第二に、シビル・ミニマムの思想は人間の生活を「点」としてではなく、「面」として把握することによって、より豊かで妥当な社会福祉概念を提示している点である。従来の社会福祉概念の理論的中核が人間生活を点と考える社会保障に傾斜しがちであったのに反して、シビル・ミニマムの思想は人間生活を面としてとらえ、社会保障のみならず社会資本と社会保健をも重視する「総体性」の中で福祉を考える「市民福祉」の立場をとる。両者を比較した場合、後者のほうがより豊かな概念的実質をもつと思われるのである。例えば、老人福祉の問題にしても、所得保障と医療保障の拡充だけでは不十分なものであり、そこには集会場・散歩道・公園などの市民的施設の整備から職業活動・体育活動・文化活動の確保に及ぶ多様な生活空間の構造化が図られなければならないのである。かくして、シビル・ミニマムの思想は人間の生活を面として把握することによって生活福祉の実現に最もよく適合する思想であるといえる。

第三に、シビル・ミニマムの思想は現代市民の自然権ともいわれる「生活権」の理念に基礎をもつという点である¹³⁾。この特徴が含意するものは、前述したシビル・ミニマムの具体的内容が単に不可欠な生活条件そのものであるにとどまらず、それが現代における本源的な「生きる権利」に裏打ちされたものとして、また憲法理論における先取的な理念としての「市民の権利」として位置づけようとする点である。この意味でシビル・ミニマムは生活権理念による根拠づけによって初めてその権利性が確認されることになり、ここからまたシビル・ミニマムに対する市民の要求の正当性の根拠をもつことになる。このようにシビル・ミニマムと生活権理念は相互依存的・相互補強的でさえあり、一方で生活権がシビル・ミニマムを憲法理念的に支持し、他方シビル・ミニマムの具体的な達成が生活権理念を現実的に保障することになるのである。

第四に、シビル・ミニマムの思想は、生活の向上に直接的に関心を示していることによって、現代における家庭擁護に連なる可能性をもつ思想であるという点である¹⁴⁾。すなわち、シビル・ミニマム（社会保障・社会資本・社会保健）をよく考えてみると、その大部分が時代の進展の中で公共的に代替されてきた家庭本来の機能内容であることが分かる。社会の構造変動に伴って生み出された生活の社会化を背景に、家庭が既に委譲した、否むしろ委譲せざるを得なかった従前の家庭が果たしてきた機能そのものであった。しかしながら、現状において原状回復という形で元にもどすことはもはや困難である。そうであれば、一つの可能性として生活指向型の政治の実現によってこの難問に答えざるを得ないはずである。この点でシビル・ミニマムの思想は明らかに現代生活に不可欠な生活欲求に対応した政策公準を意味しており、正に政治の生活化を目指すものといえる。かくして、生活への収斂を企図するこの思想は、現代に特有な仕方にしろ、家庭復権への潜在的可能性をもつといえる。ここでの文脈から、家庭擁護あるい

は家庭復権ということは、社会家政学のねらいである家の守護性の補護に通じるものであると考えることができる。

第五に、視点を変えてシビル・ミニマムの思想を見るならば、明らかにそれは今日の全般的な都市的状況において新しいコミュニティの創造を目指す思想であるといえるのである¹⁵⁾。すなわちこの角度から見たシビル・ミニマムの思想は、①地域性（コミュニティ・ミニマムの重視）、②主体性・自発性（市民エートスの重視＝市民自治）、③価値の共有と連帯（シビルミニマム＝公共善）、などの特徴を重視しており、またこれらの特徴が新しいコミュニティの観点あるいは理念を構成する不可欠な条件であるといえる。それゆえ①②③の特徴を有する地域社会を、コミュニティと呼ぶことができる。正にシビル・ミニマムの思想は一面でこうした地域社会の創造を目指す思想装置なのである。さらに重要な点は、ここから予想する人間型あるいは生活状況である。当然ながら、そこに、主体性・自発性と共感性を具有する人間の形成とそれを母体とした同意と連帯感をもつヒューマンな地域社会への可能性が認められるのである。換言すれば、現代における疎外・エゴイズム・孤独の克服への可能性である。

以上、コミュニティ論、シビル・ミニマムの思想について検討したが、そこで明らかになったことは、主体性、自発性、連帯感、一体感、公共善の追求、などをもつ住民、豊かな生活を可能とするシビル・ミニマムの整備、などからなるヒューマンな地域社会を創造することが、今日、減少しつつある家の守護性の補強という課題に対して、重要な解決策でありうるということである。

以下において、シビル・ミニマムの一つの柱である社会資本の領域にかかわる郡山市の公営住宅について分析を試みることにする。

V. 郡山市の公営住宅の分析

郡山市の総人口は329,170人、世帯数は145,093世帯である。そのうち市営住宅に入居している人数は約3,000人である（2021年9月現在¹⁶⁾。

市営住宅は、「公営住宅法」という法律に基づき、市が国の補助を受けて建設し、住宅に困っている人に安価な家賃で賃貸する住宅のことであり、市民全体の財産である。また、市営住宅は、住宅を民間住宅市場において自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、障がい者、ひとり親・多子世帯等の子育て世帯、生活保護受給者等に対して、低廉で良質な住宅を提供する住宅セーフティネットの役割を果たしている。

入居には入居資格や収入基準など一定の条件がある。その他に、郡山市では原則として申込者の中から公開抽選で入居者を選んでいる。家賃については入居者の世帯収入・世帯状況を勘案するほか、住宅の立地条件、面積、築年数、設備等の利便性に応じて毎年度決められている。

このため、入居者の年度毎の世帯収入状況を申告し、それによって家賃を決定している。

市営住宅の入居資格には様々な条件がある。市営住宅の申込には、申込者及び同居予定者が次の6つの入居資格に全て該当することが必要である。

①同居する親族があること、②郡山市に住所又は勤務先（アルバイト等は不可）があること、③住宅に困っていること、④市区町村民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税を滞納していないこと（滞納中であり、税金を分納している場合であっても、入居資格を満たしたことにはならない）、⑤世帯の所得額が基準以下であること、⑥入居申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと¹⁷⁾。

また、郡山市の市営住宅の大きな特徴として、入居資格の②から⑥に該当する方で、次の①から⑤に該当する方たちを特に住宅に困っている人として扱い、優先的に戸数を割り当てている。①母子世帯 20歳未満の子を扶養する配偶者のない女子、②身体障がい者世帯（単身の方でも申込みできる）、生計上主たる所得を有する方が、戦傷病者もしくは身体障がい者（1～4級の方）、③高齢者世帯（単身の方は申込できない）、世帯主が60歳以上であり同居予定者全員が次のいずれかに該当する世帯。配偶者の方（年齢に条件はない）、18歳未満の方、戦傷病者もしくは身体障がい者（1～4級の方）、60歳以上の方、④多子世帯、同居する18歳未満の子が3人以上いる世帯、⑤若年夫婦・子育て世帯、⑦40歳未満の夫婦世帯（イ）40歳未満で義務教育課程を修了していない子がいる世帯¹⁸⁾。

現在郡山市内には41の団地（施設）があり、管理戸数は表1のようになっている。

表1 市営住宅団地数および管理戸数 (H31.4.1 現在)

団地数	管理戸数(戸)		
	入居戸数	空き戸数	合計
41	3,013	771(※)	3,784

出所：郡山市建設交通部住宅課

空き戸数のうち、単純な空室は384戸、政策空室は387戸である。政策空家とは、既に耐用年数が経過したなどの理由で、今後大規模改修や取り壊しを実施するために、新たな入居者を募集せず、管理のみを行なっている住宅である。

市営住宅の種類別管理戸数・入居戸数・入居率は表2のとおりである。種類は5種類であり、管理戸数と入居戸数は多い順から、中層耐火構造、高層耐火構造、簡易耐火平屋建、木造、簡易耐火二階建の順であり、中層耐火構造が際立って多い。入居率は政策空家を除いて5種類全体で88.7%である。

表2 市営住宅の種類別の管理数と入居戸数 (H31.4.1 現在)

区 分	管理戸数	入居戸数	入居率 (%)	政策空家 (戸)	入居率 (%) (政策空家除く)
木 造	132	89	67.4	43	100.0
簡易耐火平屋建	313	140	44.7	173	100.0
簡易耐火二階建	96	31	32.3	65	100.0
中層耐火構造	2,654	2,234	84.2	106	87.5
高層耐火構造	589	519	88.1	0	88.1
計	3,784	3,013	79.6	387	88.7

出所：郡山市建設交通部住宅課

管理戸数、入居戸数の推移は表3の通りである。管理戸数、入居戸数はどちらもほぼ横ばいに推移しているが、やや減少傾向にある。

表3 管理戸数及び入居戸数の推移 (H31.4.1 現在)

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
管理戸数	3,841	3,841	3,822	3,809	3,784
入居戸数	3,182	3,175	3,156	3,060	3,013

出所：郡山市建設交通部住宅課

年齢別の入居者（名義人）の数は表4の通りである。平成24年度も平成30年度も人数と割合は、60～69歳を除けば、年齢が上がるに従って多い。また、両年度ともに、65歳以上の高齢者の人数と割合が最も多いことが分かる。さらに、平成24年度から平成30年度への増減は、高齢者だけが増加し、他の年代はいずれも減少していることが示されている。

表4 年齢別入居者数(名義人=契約者の数) (H31.4.1 現在)

年 齢	平成 30 年度 (A)		平成 24 年度 (B)		比較増減 (A - B)	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
29 歳以下	61	2.0	123	3.9	△ 62	△ 1.9
30 ～ 39 歳	241	8.1	423	13.4	△ 182	△ 5.3
40 ～ 49 歳	443	14.8	579	18.3	△ 136	△ 3.5
50 ～ 59 歳	500	16.7	605	19.1	△ 105	△ 2.4
60 ～ 64 歳	288	9.6	480	15.1	△ 192	△ 5.5
65 ～ 69 歳	412	13.8	315	10.0	97	3.8
70 歳以上	1,045	35.0	639	20.2	407	14.8
合計	2,991	100.0	3,164	100.0	△ 173	-

出所：郡山市建設交通部住宅課

市営住宅については、いくつかの課題がある。その一つは、市営住宅の老朽化の問題である。現在、築30年以上の施設が半数以上を占めており、老朽化が進んでいる。10年後には8割以上、20年後には殆どの施設が築30年を超えることになる。今後改修費のさらなる増加が予想される。

もう一つは、高齢者世帯を支える市営住宅地域におけるコミュニティ形成という課題がある。社会全体で高齢化が進行し、また市営住宅においても入居者の高齢化が顕著である。高齢者の多い市営住宅では、コミュニティの観点から、若年層や子育て層の入居を促進することにより、多様な世帯が住み高齢者を見守るコミュニティを形成することが必要である。

さらに、市営住宅は市民共有の財産であり、「地域のまちづくり」という観点からより広い活用をはかるといふ課題がある。

最後に、住宅に困っている市民に安価な家賃で住宅を賃貸する市営住宅事業が、住宅を用意することによって入居者を「守護する」という深い意味を有していることを指摘しておきたい。フランスの哲学者、G.パシュラールは、人間を守護する「家の保護機能」について次のように記している、「天の雷雨にも、生の雷雨にもめげず、家は人間をささえまもる。家は肉体とたましいなのである」¹⁹⁾。さらに、ドイツの哲学者、O.F.ボルノーは、人間が家を持ち、家の生活をするのが、人間性の充実に通じることを次のように記している。「住まう者としてだけ、家屋を所有している場合だけ・・・人間はその本質を充実させることができ、全面的に人間でありうるのである」²⁰⁾。

二人の哲学者の言葉から、市営住宅政策の重要性が明らかとなったといえる。同時に、同政策が、本学の家政学の理念である「人間守護」を、また本学の社会家政学領域の目的である、「家の守護性の補強」を実現する正に適切かつ有効な手段であることが明白になったといえる。

今後の研究については、引き続き、郡山市における公園について分析をおこなう考えである。

注

- 1) 関口富左編著『家政哲学』15-23頁 91-144頁 家政教育社 1977
関口富左編著『人間生活学論考』75-130頁 紀伊国屋書店 1999
- 2) O.F.ボルノー、須田秀幸訳『実存主義克服の問題』20頁 未来社 1969
- 3) O.F.ボルノー講演「人間とその家」『家政哲学』66頁 家政教育社 1977
- 4) 関口富左編著『人間生活学論考』紀伊国屋書店 1976
- 5) 奥田道大「地域社会と市民運動」『現代都市政策Ⅱ』85頁 岩波書店 1973
関口富左編著『家政哲学』265頁 家政教育社 1977
- 6) 5)前書 87-88頁、後書 266頁
- 7) 5)前書 88頁、後書 266頁
- 8) 奥田道大「地域社会と市民運動」『現代都市政策Ⅱ』89頁 1973

- 関口富左編著『家政哲学』267頁 家政教育社 1977
- 9) 奥田道大「コミュニティ形成と住民」『都市化社会と人間』62頁 1975
- 10) 松下圭一『現代都市政策Ⅴ シビル・ミニマム』3頁 岩波書店 1973
関口富左編著『家政哲学』243頁 家政教育社 1977
- 11) 6)前書5頁、後書244頁
- 12) 松下圭一『シビル・ミニマムの思想』280-287頁 1971
- 13) 高柳信一「生活権思想の展開」『現代都市政策Ⅴ シビル・ミニマム』29-72頁 1973
- 14) 関口富左編著『家政哲学』250頁 家政教育社 1977
- 15) 松下圭一「都市をどうとらえるか」『現代都市政策Ⅰ』17-18頁 1972
関口富左編著『家政哲学』264頁 家政教育社 1977
- 16) 郡山市ホームページ参照 <https://www.city.koriyama.lg.jp/> 2021年9月13日閲覧
- 17) 郡山市建設交通部住宅政策課「市営住宅募集のしおり」1頁 2018
- 18) 同上2頁
- 19) G. バッシュラール 岩村行雄訳『空間の詩学』41頁 思潮社 2002
- 20) O.F. ボルノー 大塚恵一他訳『人間と空間』130頁 せりか書房 1978